

【2011 年 9 月 22 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第 53 号 ■

「機会均等推進責任者」を選任していますか？

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に定めるポジティブ・アクションの推進を図るため、各事業所で人事労務管理の方針決定に携わる方を「機会均等推進責任者」として選任し、都道府県労働局雇用均等室に届け出をしていただくようお願いしています。

「機会均等推進責任者」の方には、労働局雇用均等室から、各種セミナーの開催案内や男女雇用機会均等法などの資料、行政情報、先進事例の紹介など最新の情報を提供します。

「機会均等推進責任者」の選任を契機に、ポジティブ・アクションの取り組みをより一層進めましょう。

○「機会均等推進責任者」の選任・変更届の様式は、こちらからダウンロードできます。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/danjyokoyou_t.pdf

○選任・変更届は労働局雇用均等室まで郵送または FAX でご提出ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

「機会均等推進責任者」とは

各事業所において、性別にとらわれない人事管理を徹底させ、女性が能力を発揮しやすい職場環境をつくる役割を担う方です。

主な職務は次の通りです。

- (1) 関係法令の順守のために必要な対策を検討し、実施するとともに、必要に応じて事業主などに進言、助言を行う。
- (2) 女性が活躍しやすい職場環境をつくるため、ポジティブ・アクションの推進について検討し、必要に応じて事業主などに進言、助言を行う。ま

た、その具体的取り組みが着実に実施されるよう促す。

- (3) 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備について、職場の関心と理解を喚起する。
- (4) (1) ～ (3) について、所管の労働局雇用均等室との連絡を行う。

「ポジティブ・アクション」とは

社内制度上は男女均等となっているにもかかわらず、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から

- ・ 営業職に女性はほとんど配置されていない
- ・ 課長以上の管理職は男性が大半を占めている

などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が進める自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

ポジティブ・アクションの取り組みにより、実質的な男女均等取り扱いを実現し、女性の能力を十分に生かしましょう。詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku04/>

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★注意事項についてはこちらをご覧ください。

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応していません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製

を行うことができます。

=====